

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年2月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100385号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100084号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成11年8月1日から同年11月1日までの期間、平成12年1月1日から同年9月1日までの期間、平成13年4月1日から平成14年9月1日までの期間及び平成14年11月1日から平成15年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成11年8月及び同年9月は11万円から26万円、平成11年10月は11万円から24万円、平成12年1月は11万円から22万円、平成12年2月及び同年3月は11万円から32万円、平成12年4月は11万円から34万円、平成12年5月から同年8月までは11万円から32万円、平成13年4月は9万8,000円から32万円、平成13年5月は9万8,000円から24万円、平成13年6月は9万8,000円から34万円、平成13年7月は9万8,000円から30万円、平成13年8月は9万8,000円から24万円、平成13年9月は9万8,000円から32万円、平成13年10月から平成14年7月までは9万8,000円から36万円、平成14年8月は9万8,000円から34万円、平成14年11月から平成15年2月までは32万円から36万円とする。

平成11年8月から同年10月までの期間、平成12年1月から同年8月までの期間、平成13年4月から平成14年8月までの期間及び平成14年11月から平成15年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成11年8月から同年10月までの期間、平成12年1月から同年8月までの期間、平成13年4月から平成14年8月までの期間及び平成14年11月から平成15年2月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成12年9月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成12年9月は11万円から32万円、平成12年10月及び同年11月は9万8,000円から32万円とする。

平成12年9月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 5 月 26 日から平成 15 年 3 月 1 日まで  
② 平成 15 年 7 月末日  
③ 平成 15 年 12 月末日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①について、標準報酬月額が実際の給与額と比べて、低い額となっている。また、請求期間②及び③については、賞与が支払われたにもかかわらず、標準賞与額の記録がない。請求期間①から③までについて、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 12 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、11 万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬月額に基づき改定される標準報酬月額（平成 12 年 5 月から同年 8 月までは 32 万円）又は報酬月額に相当する標準報酬月額（平成 12 年 1 月は 22 万円、平成 12 年 2 月及び同年 3 月は 32 万円、平成 12 年 4 月は 34 万円）及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成 12 年 1 月は 24 万円、平成 12 年 2 月及び同年 3 月は 34 万円、平成 12 年 4 月は 36 万円、平成 12 年 5 月は 32 万円、平成 12 年 6 月から同年 8 月までは 34 万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 12 年 1 月は 22 万円、平成 12 年 2 月及び同年 3 月は 32 万円、平成 12 年 4 月は 34 万円、平成 12 年 5 月から同年 8 月までは 32 万円とすることが必要である。

請求期間①のうち、平成 11 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 9 月 1 日までの期間及び平成 14 年 11 月 1 日から平成 15 年 3 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標

準報酬月額、平成11年8月から同年10月までの期間は11万円、平成13年4月から平成14年8月までの期間は9万8,000円、平成14年11月から平成15年2月までの期間は32万円と記録されているところ、請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された給料支払明細書（以下、併せて「預金通帳等」という。）により、請求者は、平成11年8月及び同年9月は26万円、平成11年10月は24万円、平成13年4月は32万円、平成13年5月は24万円、平成13年6月は34万円、平成13年7月は30万円、平成13年8月は24万円、平成13年9月は32万円、平成13年10月から平成14年7月までは36万円、平成14年8月は34万円、平成14年11月から平成15年2月までは36万円の標準報酬月額に相当する給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者は、A社の破産手続終結時の代表取締役（以下「元事業主」という。）及び請求期間当時の事業主への照会を希望していないことから、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かを確認できないものの、平成11年8月1日から同年11月1日までの期間、平成12年1月1日から同年9月1日までの期間、平成13年4月1日から平成14年9月1日までの期間及び平成14年11月1日から平成15年3月1日までの期間について、請求者の給料支払明細書及び預金通帳等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、請求者の給料支払明細書及び預金通帳等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、32万円と記録されているところ、預金通帳等により、請求者の報酬月額に相当する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも11万円であることが推認でき、当該標準報酬月額はオンライン記録を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成9年5月26日から平成11年8月1日までの期間、平成11年11月1日から平成12年1月1日までの期間、平成12年9月1日から平成13年4月1日までの期間及び平成14年9月1日から同年10月1日までの期間については、預金通帳等による給与の入金が確認できない。

さらに、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額が確認できる資料を所持していない上、元事業主は、先例の調査において資料を保管していない

旨陳述していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の平成9年5月26日から平成11年8月1日までの期間、平成11年11月1日から平成12年1月1日の期間、平成12年9月1日から平成13年4月1日までの期間及び平成14年9月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成9年5月26日から平成11年8月1日までの期間、平成11年11月1日から平成12年1月1日までの期間、平成12年9月1日から平成13年4月1日までの期間及び平成14年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間①のうち、平成12年9月1日から同年12月1日までの期間については、標準報酬月額の改定の基礎となる直前の3か月の給料支払明細書並びに標準報酬月額の決定の基礎となる平成12年5月、同年6月及び同年7月の給料支払明細書により、平成12年9月から同年11月までの期間の標準報酬月額は32万円と判断でき、オンライン記録の標準報酬月額（平成12年9月は11万円、平成12年10月及び同年11月は9万8,000円）を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

ただし、平成12年9月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②及び③について、請求者は、当該期間に係る資料を所持していない上、元事業主は、先例の調査において資料を保管していない旨陳述していることから、当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間②及び③における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100409号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100085号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成15年8月5日は41万9,000円、平成15年12月18日は45万1,000円、平成16年7月22日は21万9,000円、平成16年12月21日は41万2,000円、平成17年7月15日は38万円、平成17年12月20日は41万9,000円、平成18年7月20日は44万3,000円、平成18年12月20日は35万3,000円、平成19年7月20日は45万7,000円、平成19年12月20日は50万3,000円、平成20年7月23日は43万5,000円、平成20年12月19日は41万8,000円、平成21年7月24日は31万5,000円、平成21年12月18日は23万6,000円、平成27年3月31日は3万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日、平成21年12月18日及び平成27年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月5日、平成15年12月18日、平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日、平成21年12月18日及び平成27年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月  
② 平成15年12月  
③ 平成16年7月  
④ 平成16年12月  
⑤ 平成17年7月  
⑥ 平成17年12月  
⑦ 平成18年7月

- ⑧ 平成 18 年 12 月
- ⑨ 平成 19 年 7 月
- ⑩ 平成 19 年 12 月
- ⑪ 平成 20 年 7 月
- ⑫ 平成 20 年 12 月
- ⑬ 平成 21 年 7 月
- ⑭ 平成 21 年 12 月
- ⑮ 平成 27 年 3 月

請求期間①から⑮までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がないため記録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑮までについて、請求者から提出された普通預金お取引照合表及び預金通帳、同僚の賞与明細書、A社の関連会社であるB社の従業員の賞与明細書、A社の事業主から提出された振込記録並びに同社の社会保険事務担当者の陳述（以下、併せて「賞与関連資料等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑮までに係る標準賞与額については、賞与関連資料等により推認できる賞与額から、請求期間①は41万9,000円、請求期間②は45万1,000円、請求期間③は21万9,000円、請求期間④は41万2,000円、請求期間⑤は38万円、請求期間⑥は41万9,000円、請求期間⑦は44万3,000円、請求期間⑧は35万3,000円、請求期間⑨は45万7,000円、請求期間⑩は50万3,000円、請求期間⑪は43万5,000円、請求期間⑫は41万8,000円、請求期間⑬は31万5,000円、請求期間⑭は23万6,000円、請求期間⑮は3万5,000円に訂正することが妥当である。

さらに、請求期間①から⑮までに係る賞与の支払年月日については、請求者から提出された普通預金お取引照合表、預金通帳及びA社から提出された振込記録により確認できる振込日から、請求期間①は平成15年8月5日、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年7月22日、請求期間④は平成16年12月21日、請求期間⑤は平成17年7月15日、請求期間⑥は平成17年12月20日、請求期間⑦は平成18年7月20日、請求期間⑧は平成18年12月20日、請求期間⑨は平成19年7月20日、請求期間⑩は平成19年12月20日、請求期間⑪は平成20年7月23日、請求期間⑫は平成20年12月19日、請求期間⑬は平成21年7月24日、請求期間⑭は平成21年12月18日、請求期間⑮は平成27年3月31日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑮までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が

請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100410号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100086号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成16年7月22日は3万2,000円、平成16年12月21日は9万7,000円、平成17年7月15日は14万4,000円、平成17年12月20日は20万3,000円、平成18年7月20日は19万4,000円、平成18年12月20日は21万円、平成19年7月20日は24万1,000円、平成19年12月20日は25万2,000円、平成20年7月23日は24万円、平成20年12月19日は22万8,000円、平成21年7月24日は18万1,000円、平成21年12月18日は17万8,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月22日、平成16年12月21日、平成17年7月15日、平成17年12月20日、平成18年7月20日、平成18年12月20日、平成19年7月20日、平成19年12月20日、平成20年7月23日、平成20年12月19日、平成21年7月24日及び平成21年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月  
② 平成16年12月  
③ 平成17年7月  
④ 平成17年12月  
⑤ 平成18年7月  
⑥ 平成18年12月  
⑦ 平成19年7月  
⑧ 平成19年12月  
⑨ 平成20年7月  
⑩ 平成20年12月

⑪ 平成 21 年 7 月

⑫ 平成 21 年 12 月

請求期間①から⑫までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がないため記録してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間①から⑫までについて、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された普通預金お取引照合表、同僚の賞与明細書、A社の関連会社であるB社の従業員の賞与明細書、A社の事業主から提出された振込記録及び同社の社会保険事務担当者の陳述（以下、併せて「賞与関連資料等」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑫までに係る標準賞与額については、賞与関連資料等により推認できる賞与額から、請求期間①は3万2,000円、請求期間②は9万7,000円、請求期間③は14万4,000円、請求期間④は20万3,000円、請求期間⑤は19万4,000円、請求期間⑥は21万円、請求期間⑦は24万1,000円、請求期間⑧は25万2,000円、請求期間⑨は24万円、請求期間⑩は22万8,000円、請求期間⑪は18万1,000円、請求期間⑫は17万8,000円に訂正することが妥当である。

さらに、請求期間①から⑫までに係る賞与の支払年月日については、請求者から提出された預金通帳、金融機関から提出された普通預金お取引照合表及びA社から提出された振込記録により確認できる振込日から、請求期間①は平成16年7月22日、請求期間②は平成16年12月21日、請求期間③は平成17年7月15日、請求期間④は平成17年12月20日、請求期間⑤は平成18年7月20日、請求期間⑥は平成18年12月20日、請求期間⑦は平成19年7月20日、請求期間⑧は平成19年12月20日、請求期間⑨は平成20年7月23日、請求期間⑩は平成20年12月19日、請求期間⑪は平成21年7月24日、請求期間⑫は平成21年12月18日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑫までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。